平成24年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第67号

農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則

農業大学校条例施行規則(昭和56年岩手県規則第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附則	附則
1~3 [略]	1~3 [略]
4 条例附則第4項の規定により入学検定料又は入学料(以下	4 条例附則第4項の規定により入学検定料又は入学料(以下
「入学検定料等」という。) の免除を受けることができる者	「入学検定料等」という。)の免除を受けることができる者
は、次の各号のいずれかの被害を受けた者とする。	は、次の各号のいずれかの被害を受けた者とする。
(1)~(4) [略]	(1)~(4) [略]
(5) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生	(5) 警戒区域 (東京電力株式会社福島第一原子力発電所に
した事故に関し原子力災害対策特別措置法(平成11年法律	おいて発生した事故に関し <u>平成23年4月22日において</u> 原子
第156号)第28条第2項の規定により読み替えて適用され	力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第
る災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項	2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(
の規定に基づき設定された <u>警戒区域内</u> に存する住居からの	昭和36年法律第223号)第63条第1項の規定に基づき設定
立退き又は計画的避難区域(原子力災害対策特別措置法第	された <u>警戒区域をいう。)内</u> に存する住居からの立退き又
<u>20条第3項</u> の規定に基づき、平成23年福島第一及び第二原	は計画的避難区域(<u>原子力規制委員会設置法(平成24年法</u>
子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が、平成23年	<u> 律第47号)附則第54条の規定による改正前の原子力災害対</u>
4月22日付けで避難のための計画的な立退きを行うことを	<u>策特別措置法第20条第3項</u> の規定に基づき、平成23年福島
指示した区域をいう。)内に存する住居からの避難のため	第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部
の立退き	長が、 <u>同日</u> 付けで避難のための計画的な立退きを行うこと
	を指示した区域をいう。)内に存する住居からの避難のた
	めの立退き

5・6 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

5・6 [略]

この規則は、公布の日から施行する。